

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

建設工事請負契約特約条項

（総則）

第1条 この契約における用語の定義は、工事請負契約約款（設計・施工一括）（以下「約款」という。）及び本特約条項本文（別紙を含む。以下同じ。）中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条、約款及び本特約条項本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は要求水準書の定義に従う。

- (1) 要求水準書とは、本件入札において発注者が公表した要求水準書及びこれに対する質問回答書をいう。
- (2) 技術資料とは、事業者（請負人）が令和 年 月 日付で提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として事業者（請負人）がこの契約締結日までに発注者に提出したその他一切の文書をいう。
- (3) 技術評価点とは、技術資料に基づき算出した点数を100で除し、60（技術評価比重）を乗じた値をいう。
- (4) 評価値とは、技術評価点と入札参加資格を満たす者（以下「入札者」という。）のうち最も低い入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。入札者のうち最も低い入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格とする。）を当該入札者の入札価格（当該入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格とする。）で除し、40（価格評価比重）を乗じた値の合計の数値をいう。

（設計図書）

第2条 約款第1条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 設計図書とは、別冊の要求水準書、技術資料及び設計成果物をいう。
 - (2) 設計図書（設計成果物を除く。）とは、別冊の要求水準書及び技術資料をいう。
- 2 技術資料の記載内容のうち、要求水準書の定める基準及び要求水準等を超える部分については、技術資料の記載内容を優先するものとする。

（主任技術者の途中交代）

第3条 請負人は、工期の途中で約款第11条第5項に規定する主任技術者を変更する場合、発注者と協議の上、当該主任技術者と同一の要件を満たす者を配置しなければならない。

（技術提案等に基づく施工）

第4条 請負人は、技術提案等に基づき施工するものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

（違約金）

第5条 請負人は、請負人の責に帰すべき事由により技術提案等が達成されなかった場合、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の場合、請負人が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。
- 3 前2項及び約款第44条の2第3項に定める違約金は違約罰であって、約款第51条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（税制度の新設・変更）

第6条 既存の租税税率の変更又は新たな税が設置され、この契約の実施に係る費用が増加すると認められるときは、消費税等率に変動が生じた場合を除き、請負人が当該増加費用を負担する。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、相当額を加減したものを請負代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（調査基準価格を下回る金額での契約）

第7条 この条は、本件入札において調査基準価格を下回る金額で契約する場合にのみ適用する。

- 2 調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項（設計・施工一括）（工事請負契約関係）第4条において「横浜市請負工事検査事務取扱要綱第8条第2項各号」とあるのは「横浜市水道局請負工事検査事務取扱要綱第11条」、同特約条項第5条において「横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱」とあるのは「横浜市水道局西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る設計・施工・運営一括発注方式実施に関する取扱要綱第7条第2項の規定において準用する横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱」とそれぞれ読み替える。

（秘密情報の取扱い）

第8条 発注者及び請負人は、秘密情報を令和 年 月 日に両者で締結した基本契約に定めるとおり取り扱うものとする。

請負代金の支払に関する特約条項

(公共工事の前払金に関する規則第10条の2第1項関係) (設計・施工一括) (工事請負契約関係)

(各会計年度の支払限度額等)

第1条 発注者の各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和	年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

令和	年度	円

3 発注者は、予算の都合による等必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(前金払)

第2条 前金払については、工事請負契約約款(設計・施工一括)(以下「約款」という。)第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、請負代金の支払いに関する特約条項(公共工事の前払金に関する規則第10条の2第1項関係)第3条第3項の規定により当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、前項の規定による読替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、請負人は、出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

3 前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、請負人は、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。この場合においては、約款第36条第1項の規定を準用する。

(部分払)

第3条 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和	年度	回

2 この契約において、部分払金の額は、約款第38条の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{出来高} - \text{前回出来高})$$

$$\times \frac{9}{10} - \text{当該会計年度前払金額}$$

$$\times \frac{\text{出来高} - \text{前回出来高}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

3 前会計年度末における出来高が、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、請負人は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。この場合においては、第1項の規定の適用はないものとし、部分払金の額は、前項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高超過額} \times \frac{9}{10}$$

4 前項の規定により当該会計年度の当初に出来高超過額について部分払したときは、当該会計年度における他の部分払金の額については、第2項算定式中「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額 - 出来高超過額」と読み替える。

5 前会計年度末における出来高が、前会計年度までの出来高予定額に不足する場合においては、請負人は当該不足額(以下「出来高不足額」という。)に相当する出来高を上げた後の当該会計年度最初の部分払のときに、出来高不足額を含めて部分払を請求しなければならない。この場合における部分払金の額は、第2項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高不足額} \times \frac{9}{10}$$

$$- \text{前会計年度前払金額} \times \frac{\text{出来高不足額}}{\text{前会計年度の出来高予定額}}$$

$$+ (\text{出来高} - \text{前回出来高} - \text{出来高不足額}) \times \frac{9}{10}$$

$$- \text{当該会計年度前払金額} \times$$

$$\frac{\text{出来高} - \text{前回出来高} - \text{出来高不足額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

調査基準価格を下回る金額での契約に関する特約条項

(設計・施工一括) (工事請負契約関係)

(主任技術者の追加)

第1条 請負人は、工事請負契約約款(設計・施工一括)(以下「約款」という。)第11条に規定する主任技術者と同一の要件(ただし、施工経験を掲げている場合はこれを除く。)を満たす者を、当該主任技術者とは別に1人以上(当該請負人が特定建設共同企業体の場合においては、代表者となる構成員から1人以上)専任で配置しなければならない。

(契約保証金等)

第2条 請負人は、約款第5条第4項に規定する契約保証金の額、保証金額又は保険金額を、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

(中間前払金の適用除外)

第3条 請負人は、約款第35条第3項に規定する中間前払金の支払を発注者に請求することができない。

(中間技術検査の実施)

第4条 発注者は、請負代金額にかかわらず、横浜市請負工事検査事務取扱要綱第8条第2項各号に定める工種を主たる工種とする工事については、中間技術検査を実施し、請負人は当該検査に協力しなければならない。

(低入札価格事後コスト調査の実施)

第5条 請負人は、約款第32条に規定する検査に合格した日から発注者が特に認めた場合を除き2週間以内に、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第7条第2項に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

2 請負人は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第7条第3項に規定する調査に協力しなければならない。

共同企業体に関する特約条項

第 1 条

は、別紙

共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請負う。

第 2 条 発注者は、工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、全て代表者 を相手方とし、代表者へ通知した事項は他の構成員にも通知したものとみなす。

特定建設共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当特定建設共同企業体は、横浜市発注に係る西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る整備工事（以下「当該工事」という。）の請負を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第 2 条 当特定建設共同企業体は、共同企業
体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所をに置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、年 月 日に成立し、当該工事の請負契約の履行後 3 箇月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、当企業体が当該工事を請負うことができなかったときは、直ちに解散する。

(構成員の所在地及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次の社とする。

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体の代表者は、次の者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、当該工事に関し当企業体を代表して、次の各号の権限を有する。

- (1) 見積及び契約締結に関する権限
- (2) 発注者、監督官庁等と折衝する権限
- (3) 請負代金（前払金及び部分払金を含む。）及び契約保証金の請求受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限
- (4) 代理人を選任する権限

(分担工事額)

第 8 条 当企業体の構成員の当該工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、
とし、
共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 当企業体の構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 当該工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者又は第三者に与えた損害は、当該構成

員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他 社は上記のとおり、
共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、各自 1
通を所持し、また、横浜市との間に当該工事の請負契約を締結する場合には、当
該契約書に添付するものとする。

年 月 日

代表構成員 所在地

商 号

代表者

印

構 成 員 所在地

商 号

代表者

印

構 成 員 所在地

商 号

代表者

印

構 成 員 所在地

商 号

代表者

印